

新	旧
最終改正 令和 <u>6</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日 国住市第 <u>83</u> 号	最終改正 令和 <u>5</u> 年 <u>12</u> 月 <u>13</u> 日 国住市第 <u>35</u> 号
第1～第19 （略）	第1～第19 （略）
<p>第20 地方公共団体、都市再生機構又は地方住宅供給公社等に対する国の補助 1～8 （略）</p> <p>9 国は、予算の範囲内において、都市再生機構に対し、次の各号に掲げる要件に該当する場合、住宅市街地機能再生支援事業に要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 <u>令和11</u>年3月31日までに着手するものであること。</p> <p>10～17 （略）</p>	<p>第20 地方公共団体、都市再生機構又は地方住宅供給公社等に対する国の補助 1～8 （略）</p> <p>9 国は、予算の範囲内において、都市再生機構に対し、次の各号に掲げる要件に該当する場合、住宅市街地機能再生支援事業に要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 <u>平成36</u>年3月31日までに着手するものであること。</p> <p>10～17 （略）</p>
第21～24 （略）	第21～24 （略）
<p>第25 空き家対策総合支援事業</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 空き家対策総合実施計画は、次の各号に掲げるところに従って定めなければならない。ただし、第7項第二号ヲに規定する実態把握を除く。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 実施地区は、<u>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）</u>第7条第2項第1号に規定する空家等対策計画に定める地区に含まれること。</p> <p>三～六 （略）</p> <p>4～6 （略）</p> <p>7 空き家対策総合支援事業に対する国の補助</p> <p>一 空き家対策総合支援事業における対象建築物は、次のイからハに掲げるものとする。</p> <p>イ 空家住宅等</p> <p><u>空家法</u>第2条第1項に規定する空家等（ただし、地方公共団体等が所有し、又は管理するものを含む。以下同じ。）であって、次のa、bのいずれかに該当するものをいう。</p> <p>a・b （略）</p>	<p>第25 空き家対策総合支援事業</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 空き家対策総合実施計画は、次の各号に掲げるところに従って定めなければならない。ただし、第7項第二号ヲに規定する実態把握を除く。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 実施地区は、<u>空家法</u>第7条第2項第1号に規定する空家等対策計画に定める地区に含まれること。</p> <p>三～六 （略）</p> <p>4～6 （略）</p> <p>7 空き家対策総合支援事業に対する国の補助</p> <p>一 空き家対策総合支援事業における対象建築物は、次のイからハに掲げるものとする。</p> <p>イ 空家住宅等</p> <p><u>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）</u>第2条第1項に規定する空家等（ただし、地方公共団体等が所有し、又は管理するものを含む。以下同じ。）であって、次のa、bのいずれかに該当するものをいう。</p> <p>a・b （略）</p>

新	旧
<p>ロ・ハ (略)</p> <p>二 施行者は、空き家対策総合支援事業において、次のイから<u>ロ</u>に掲げる事業について、空き家対策基本事業として実施することができる。ただし、イ又はロに掲げる事業のいずれか及びホ又はへに掲げる事業のいずれかについては原則実施するものとする。</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>チ 空家住宅等又は<u>特定空家等</u>を除却するか活用するかを判断するためのフィージビリティスタディを行う者に対する補助</p> <p>リ～ヲ (略)</p> <p><u>ワ 空家法第 24 条第一号、第三号又は第五号に掲げる業務を行う空家等管理活用支援法人に対する補助等（1 法人当たり通算 3 か年度以内で実施するものに限る。）</u></p> <p>三～五 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 空き家対策総合支援事業に対する国の補助</p> <p>一 国は、空き家対策基本事業について、事業の施行者に対して補助を実施することができる。<u>ただし、第 7 項第二号ワに掲げる事業にあつては、空家等管理活用支援法人の各事業年度の取組を国土交通大臣に報告するものとし、予算の範囲内、かつ、各空き家対策総合実施計画の交付対象事業の全体事業費の 1 / 2 未満において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。</u></p> <p>二～五 (略)</p> <p>第 26・第 27 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 施行期日</u> この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>第 2 経過措置</u> この要綱の施行の際、設計等に着手している事業については、なお従前の例によることができる。</p>	<p>ロ・ハ (略)</p> <p>二 施行者は、空き家対策総合支援事業において、次のイから<u>エ</u>に掲げる事業について、空き家対策基本事業として実施することができる。ただし、イ又はロに掲げる事業のいずれか及びホ又はへに掲げる事業のいずれかについては原則実施するものとする。</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>チ 空家住宅等又は<u>不良住宅</u>を除却するか活用するかを判断するためのフィージビリティスタディを行う者に対する補助</p> <p>リ～ヲ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>三～五 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 空き家対策総合支援事業に対する国の補助</p> <p>一 国は、空き家対策基本事業について、事業の施行者に対して補助を実施することができる。<u>(新設)</u></p> <p>二～五 (略)</p> <p>第 26・第 27 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

